

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係

国民健康保険条例参考例の送付について

昨年 1 月 18 日に公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 3 号）等により、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされています。

これに伴い、別添のとおり、国民健康保険条例参考例を作成しましたので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、本条例案をご活用願います。